

議員提出議案第 8 号

三田市議会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について

三田市議会事務局処務規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成 24 年 3 月 26 日提出

議会運営委員会委員長 厚 地 弘 行

三田市議会規則第 号

三田市議会事務局処務規則の一部を改正する規則

三田市議会事務局処務規則（昭和46年三田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「室長等」を「次長等」に改める。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。